

第二次清瀬市 環境基本計画

平成28年



概要版



清瀬市

環境基本計画とは

本計画は、市の最も重要な計画でありまちづくりの羅針盤となる「第4次清瀬市長期総合計画」を環境面から総合的かつ計画的に推進する計画であり、**市の環境政策の方向性を示す基本的な計画**です。

本計画に基づき、市や市民、事業者の協働によって施策を推進することで、良好な環境を保全、創造するとともに、本市のまちづくりの基本理念である「**手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬**」及び将来像の一つである「**豊かな自然と調和した住みやすく活気あるまち**」の実現を目指します。

本市では、平成19年に「清瀬市環境基本計画」を策定し、地域の環境保全に向けて様々な施策を推進してきましたが、計画期間が平成27年度をもって終了することから、これまでの計画の進捗状況を踏まえるとともに、「清瀬市環境基本計画」策定以降の社会状況の変化を反映させるため、計画の見直しを行ったものです。

計画の目的・役割

本計画は、「清瀬市環境基本条例」を根拠とし、清瀬市の自然環境保全や公害防止への対応はもとより、市や市民、事業者の環境負荷の少ない日常及び事業活動のあり方を示す計画であり、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、次の3つの役割を担います。

- (1) 清瀬市の現状を踏まえ、環境負荷の少ない地域社会づくりの実現に向けて、市が取り組むべき環境保全の具体的な方向性を示します。
- (2) 市、市民、事業者の環境保全に係わる役割を明確にし、それぞれが行うべき取り組みの方向性を示します。
- (3) 望ましい環境像の実現に向けて取り組みます。

計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成37年度までの**10年間**とします。ただし、計画期間内であっても、今後の環境や社会情勢の変化や上位計画の改定等に対する必要が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

~H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38~
清瀬市環境基本計画 (H18~27)	第二次清瀬市環境基本計画 (H28~37)										次期環境 基本計画

望ましい環境像への施策の体系



手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬

環境の目標1

低炭素で環境にやさしいまちを実現する

低炭素

(1) 地球温暖化・エネルギー対策

●普及・啓発

- 市報やホームページ等で、省エネルギー型製品等の環境に配慮した製品や省エネルギー手法等の情報提供を図ります。
- 市報やホームページ等で、再生可能エネルギー利用を呼びかけます。

●再生可能エネルギーの利用促進

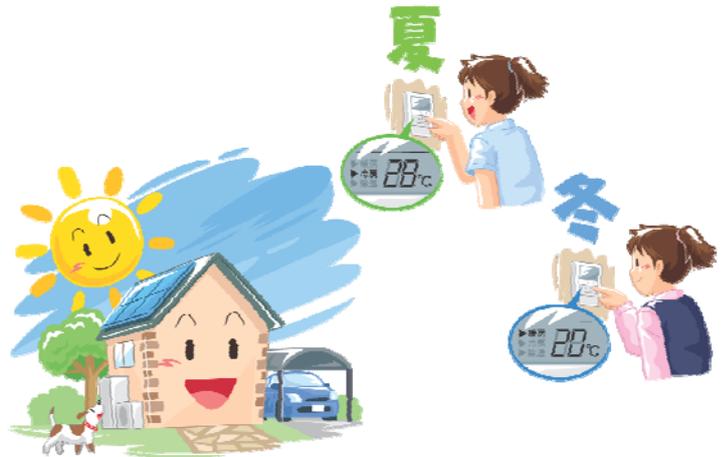
- 二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制のため、再生可能エネルギーの導入促進に努めます。

●気候変動への適応

- 気候変動やその影響等の情報提供を行うとともに、ヒートアイランド現象や集中豪雨等の影響に対応するための適応策を検討します。

●省エネルギーの推進

- 公共施設においては、冷暖房に関して、省エネルギーに配慮した設定を図るとともに、市民・事業者に対する奨励に努めます。
- エコドライブの徹底や、公共交通機関の積極的な利用を促進します。



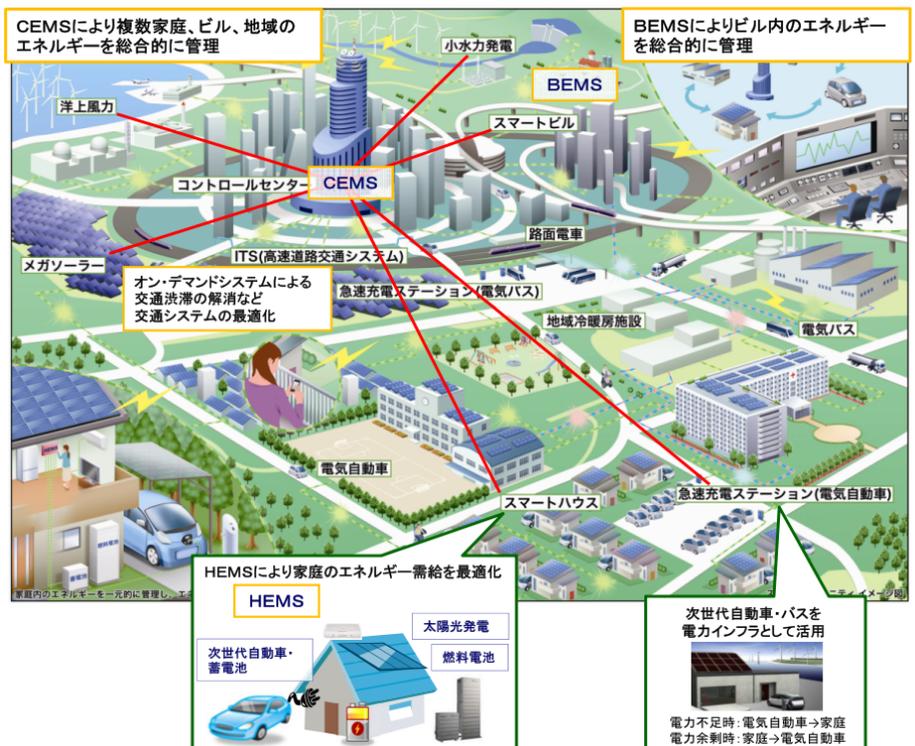
(2) スマートシティ（低炭素なまちづくり）の推進

●普及・啓発

- スマートメーター（電力使用量を管理する次世代電力量計）など省エネルギーに結びつく機器に関する情報提供と普及啓発により、家庭での省エネルギーの実践を促進します。

●スマートシティの推進

- 事業所やオフィスビル等について、BEMS（ビルエネルギー管理システム）の導入促進により、省エネルギー化を図ります。
- エネルギー管理システム（HEMS、MEMS）の導入促進により、家庭の省エネルギー化を図ります。



【資料】経済産業省ホームページ

スマートシティのイメージ

環境の目標2

持続可能な循環型のまちを実現する

循環

(3) 廃棄物の発生抑制と減量化

●普及・啓発

- 市報やホームページ等で、ごみ問題の啓発、ごみ減量・資源化等に関する情報提供を図ります。

●生ごみの減量

- 生ごみの発生抑制、減量化を促進します。
- 生ごみ処理機器購入費として、2分の1（3万円を限度）を助成します。

●事業者との連携

- 小売事業者への協力要請等により、レジ袋削減、マイバッグ運動を推進していきます。



(4) リサイクルの推進

●事業者との連携

- 資源化業者と連携し、資源化物として回収できる品目の拡大を検討します。
- 市民が集積所に出した資源を守るため、資源化業者と連携して「GPS 調査」を行っていますが、資源の持ち去りの撲滅のためさらなる対策を検討します。

●普及・啓発

- 市報やホームページ等で、リサイクルショップ等に関する情報提供を行い、利用促進を図ります。
- 新しい情報提供のツールとして「ごみ分別アプリ」を運用しています。

●リサイクルの推進

- 古紙・びん・缶・ペットボトル・容器包装プラスチック等、集積所における資源回収量の増大に努めます。
- 使用済み小型家電の回収事業等を通じて、市が主体となりリサイクルシステムの確立に向けた取り組みのさらなる推進を図ります。
- 不燃・粗大ごみの再資源化を推進します。
- 集団回収の拡大に向け普及啓発を進めます。



(5) 廃棄物適正処理対策

●普及・啓発

- 市報やホームページ等で、廃棄物の適正処理に関する情報提供を行い、啓発を図ります。



環境の目標3

人とみどりが共に育つまちを実現する

共生

(6) 自然環境の保全・活用

●水辺空間の利用

- 河川の水辺空間の有効利用を図り、河川に沿って連続した緑陰を作り、水辺レクリエーション拠点の形成に努めます。

●親水空間の創出

- 河川や公園などの身近なところの親水空間の創出を図り、市民が水とふれあえる場の確保に努めます。
- 多様な動植物が生息・生育できる水辺環境の創出に取り組みます。

●緑の保全・緑化

- 武蔵野を表現する雑木林、武蔵野の暮らしを象徴する屋敷林などの貴重な緑の保全に努めます。



(7) 生物多様性の保全

●普及・啓発

- 環境教育・環境学習、自然体験学習等様々な機会を活用し、生物多様性の保全に関する情報提供を行い市民の意識の向上を図ります。
- 市民、事業者、環境保全活動団体等と連携して自然環境の調査や生き物の実態調査を継続して行い、データを収集・整理するとともに、情報提供を行い生態系の保全に役立てます。

●生物の保護

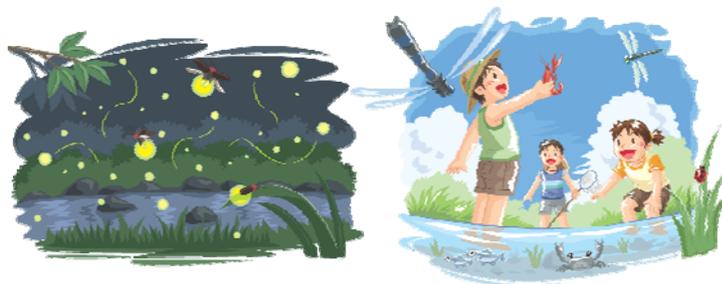
- 開発の際などには、生き物や生息地への影響を最小限にとどめるよう配慮します。

●ホタルの観察

- 清瀬金山緑地公園内でホタルの観察会については、引き続き行います。

●生物が住みやすい環境の創出

- 失われつつある自然を回復するため、また、生き物が住みやすくなるよう、自然環境の維持とビオトープの創出に努めます。
- 生き物が住みやすい環境を創るため、河川敷の植生の保全・植栽など、よりよい環境づくりに努めます。
- 公園・緑地整備と連携し、生態系ネットワークの形成を進めます。



(8) 土地の効果的利用

●地域の特性を活かした公園整備

- 市民の声を参考にし、地域の特性を活かした公園整備を推進するよう努めます。

●ネットワークの形成

- 緑の軸をもとにして、公園、水辺、ポケットパークなどを歩道によって、市内を循環する「緑の散策道」を形成し、魅力的な資源を結ぶネットワークの整備に努めます。

環境の目標4

安心・安全で快適なまちを実現する

安心・安全

(9) 公害防止対策

●普及・啓発

- ・微小粒子状物質（PM2.5）について適切な情報提供を行っていきます。

●調査

- ・大気調査、騒音・振動調査、水質調査、臭気調査等を継続し、環境調査の充実を図るとともに、緊急時の対応の周知など、市民の安全対策を推進します。

(10) 化学物質による汚染防止対策

●情報提供

- ・日常生活に係わる化学物質に関する既知の情報提供に努めます。

●適正管理・指導

- ・市報やホームページ等で、化学物質の取り扱い・排出・廃棄について、適切な管理を呼びかけます。

(11) 雨水等の対策

●普及・啓発

- ・雨水利用など、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行います。



●雨水の流出抑制

- ・雨水の流出量を抑制するために、公共施設等に雨水貯留・浸透施設の設置、さらには、一般住宅等に浸透マス設置の普及に努めます。

(12) 美しいまちの創造

●地域の自然環境との調和

- ・都市計画事業や公共施設の建設等の際には、地域の特性を活かした景観の形成に努めるとともに、緑と樹木の保全を図ります。

●ボランティア活動の支援

- ・地域で行う清掃・美化活動などのボランティア活動を支援します。



(13) 道路・交通対策



●自転車利用の推進

- ・環境負荷のない自転車の利用を推進し、自転車と歩行者がお互いに安全で快適に通行できるよう対策に努めます。

●歩行者に配慮した道路

- ・既存道路の改修などの際には、バリアフリーに配慮した段差のない歩道の整備に努めるとともに、安全な歩行空間の維持・管理を推進します。

(14) 防災環境の整備

●普及・啓発

- ・市報やホームページ等で、防災関係の情報提供を行い、防災意識の向上を図ります。

●オープンスペースの確保

- ・市内各地域の防災拠点となるオープンスペースを確保し、合わせて緑の保全・育成に努め、防災性の向上を図ります。

●ライフラインの確保

- ・避難時の食料・飲料水の円滑な供給ルートを確保するように努めます。

環境の目標5

環境に配慮した人と人との輪を実現する

協働

(15) 環境教育・環境学習の推進

●生涯学習の推進

- 子どもから大人まで市民みんなが学べる、生涯学習における環境学習の充実を図るよう努めます。

●市民参加の構築

- 学校教育や自主活動などの相互の連携を図り連携から培われる環境教育・環境学習の充実に努めます。

●環境リーダーの育成

- 市民や事業者などと連携し、地域の環境保全に関して豊かな知識を有し、また、行動力をも備えた人材を環境リーダーとして育成するよう努めます。



(16) 環境情報の発信・共有

●周知・普及・啓発

- 環境に配慮した行動を促進するため、市報やホームページのほか、様々な媒体を活用して、最新の環境の現状や環境問題等の環境に関する情報を提供し、周知・普及・啓発を図るよう努めます。

●情報の活用

- 環境の現状や環境保全の事例などを収集し、環境情報が市民・事業者、学校、地域において有効に活用されるよう努めます。

●環境情報のネットワーク化

- 学校や図書館、地域市民センターなどの公共施設間において、環境情報のネットワーク化を図れるよう努めます。



(17) パートナーシップの構築

●各主体の連携

- 市・市民・事業者が、環境保全に関わる共通の理解と認識を持ち、連携・協力しながら環境保全に取り組めるよう努めます。

●広域的な連携

- 環境保全に関わる施策を推進していくために、国・東京都・近隣市町村などと連絡・協議や情報交換を行い、広域的な施策を検討し、相互の連携体制が構築できるように努めます。

第二次清瀬市環境基本計画

発行 平成28年3月

編集 清瀬市 都市整備部 水と緑の環境課

〒204-8511 東京都清瀬市中里5丁目842番地

TEL 042-492-5111 FAX 042-492-2415

